

群馬県救急医療協力機関指定実施要領

第1条 本実施要領は、「群馬県救急医療協力機関の指定に関する規則」（昭和53年11月群馬県規則第65号）に基づき、救急医療協力病院又は救急医療協力診療所（以下「救急医療協力機関」という。）の指定に際し、必要な事項を定める。

第2条 救急医療協力医療機関の指定を受けようとする医療機関は、規則第2条第2項に規定される要件に加えて、次のいずれかを満たさなければならない。ただし、救急医療協力機関の指定を受けたことがない医療機関については、この限りでない。

- ①直近の1年間（有効期限が満了する日の属する月の前月までの1年間）の
救急車搬送数 10件以上
- ②直近の3年間（有効期限が満了する日の属する月の前月までの3年間）の
救急車搬送数 30件以上
- ③①と直近の1年間（有効期限が満了する日の属する月の前月までの1年間）の
時間外救急患者数を足した数 10件以上

附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。